

学校教育の 基本判例

28

教育法令理論研究会

私立大学の学納金不返還特約と消費者契約法

— 入学金等の返還が消費者契約法により認められた事例 —

京都地方裁判所平成一五年七月一六日判例時報一八二五号四六頁

問題の所在

ごく最近に到るまで、ほとんどの大学では、国公私立を問わず、一旦学生が入学金ないし授業料として納入したいわゆる学納金を、原則として返還しないものとすることが通例であった。しかしながら、このよ

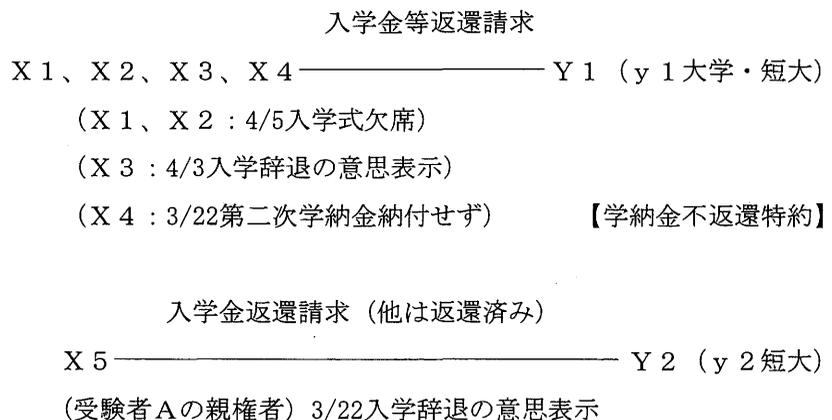
うな学納金の「不返還特約」に対して、近時相当数の訴訟が提起されるようになっており、平成一四年に消費者契約法が施行された後においては、一部の裁判例で不返還特約が無効であるとして、授業料等の返還が命ぜられるようになってきている。

本稿では、不返還特約が無効であると判断した初めての裁判例を取り上げ、学納金の不返還特約の有効性に関する法解釈について検討を加える。

事件の概要

被告Y1は、y1大学及びy1短大を設

【事実関係図】



置している学校法人であり、被告Y2は、平成一四年三月までy2短大を設置していた学校法人である。原告X1、X2、X3及びX4は、y1大学ないしy1短大の実施した平成一四年度入学試験の受験者であり、原告X5は、y2短大の実施した平成

一四年度入学試験の受験者Aの親権者である(以下、X1からX5を一括して「Xら」、Y1とY2を一括して「Yら」という)。

X1らは、y1大学らが実施した前記入学試験に合格し、y1大学らの規定する入学手続に関して、それぞれ以下のとおりの対応をした。

X1は、入学手続の期間内の平成一四年度三月一九日までに、入学金二五万円を含む合計八七万二八〇〇円をY1に支払ったが、入学手続要項等において入学式に無断で欠席すると入学取り消しとなる旨定められていたにもかかわらず、同年四月五日に行われた入学式に出席しなかった。

X2は、入学手続の期間内の同年一月二三日までに、入学金二三万円を含む合計八四万二八〇〇円をY1に支払ったが、同じく入学式に出席しなかった。なお、X2は、X2の母であるBが、二月八日に電話でY1に対し入学を辞退する旨を告げたと主張しているが、裁判所の認定事実としては採用されていない。

X3は、入学手続の期間内の同年三月二二日までに、入学金二三万円を含む合計八万五五〇〇円をY1に支払ったが、同年四月三日頃、Y1に対し、電話で入学を辞退する旨を告げた。

X4は、入学手続の期間内の同年二月九日、入学金二五万円のみをY1に支払ったが、入学金とそれ以外の学納金とを分納する場において、所定の期間内に入学金以外の学納金の納入がない場合には合格を取り消すとされていたにもかかわらず、第二次手続期間内である同年三月二二日までに、初年度前期授業料等所定の学納金を支払わなかった。

X5は、平成一三年一月二六日、入学金一五万円を含む合計八三万円をY2に支払ったが、平成一四年三月二二日、Y2に対して入学を辞退する旨を告げ、入学金を除く学納金六八万円の返還を受けた。

本件は、以上の事実関係の下で、XらがYらに対し、Xらが前記学納金を納付することによってYらとの間で各々締結されて

いた在学契約は、前記のXらの各行為によりいずれも解約されたと主張して、本件学納金の返還(X5については未返還である入学金の返還)を各々請求したものである。

Yらは、X4についてはそもそも学納金のすべてを納入していない以上在学契約が成立していない、と反論したうえで、Xらによる本件学納金の返還請求に対して、①本件学納金は複数の大学の入学試験に合格した受験生が自己の入学する大学を選択する機会を得るための対価、すなわち、入学資格を取得、保持することの対価であり、Xらは一方的にこれを放棄したにすぎないから、本件学納金の返還を求めることはできない、②Yらの学則においては、いずれも一旦納付した学納金を返還しない旨の「学納金不返還特約」があり、このことは入学手続要項等で受験生らに周知されていた、と反論した。

XらはこのYらの反論に対してさらに、大学等と入学者との在学契約は消費者契約法にいう消費者契約に該当し、学納金不返

還特約は同法九条一号の「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるところ、学納金全額を返還しないとすることは、同号の「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」（以下「平均的損害の額」という）を超えるものであるから、同特約は無効であると主張した。

判決要旨

X1、X2、X3については、入学金以外の学納金についてのみ返還請求認容。X4、X5については請求全部認容。

大学と学生との「在学契約（X5は学生の親権者であるのでやや契約の性質が異なるが、一応これに準じて考えて差し支えない）」は、学生が大学等を設置する学校法人に対して、大学等の目的に応じた講義、実習、実験等の狭義の教育活動を自己に行い、関連する様々な役務の提供という事務を委

託する準委任契約の性質のほか、学生が大学等の施設を利用することができるという施設利用契約の性質などを有する無名契約であり、かかる在学契約は、学納金の納付によって成立する。そして、学納金のうち、「入学金」を代表とする入学時のみに支払を求められる費目は、大学等の提供する諸種の便益を受ける学生としての地位を取得するについて、一括して支払われるべき金銭であつて、入学に伴つて必要な大学等の手続及び準備のための諸経費に要する手数料としての性格を併せ有するものであり……その他の学納金（授業料に代表されるもの）は、各学年における狭義の教育活動、その他の役務、施設の利用の対価

であると考えられ、在学契約と別に入学資格の保持契約を観念する必要はない。在学契約がこのような性格のものである以上、教育上の観点からも、「学生ないし入学希望者は、在学契約をいつでも将来に向かつて解約することができ（民法六五一条参照）、……既払い学納金のうち、既履

行部分の報酬及び費用に相当するものを控除した金額の返還を請求することができる。ただし、XらとYらとの在学契約は、平成一四年四月一日を始期としており、X1、X2、X3については、同日までに在学契約の解約の意思表示をせずに学生としての地位を取得するに至った以上、Yらのこの部分に係る義務は履行済みである。

他方、Yらの定める学納金不返還特約は、XらとYらとの間における在学契約の一部を構成していたものであるところ、Xらが個人であり、Yらが法人であつて消費者契約法にいう「事業者」に該当する以上、消費者契約法の規定が在学契約にも適用される。そして、「在学契約を締結した者が、入学以前あるいは入学の直後（入学式）までに在学契約を解約することは、大学等の不利な時期に解約をするものであり、原則として大学等に対して損害を賠償する義務を負う（民法六五六条、六五一条二項参照）ところ、学納金不返還特約は、係る場合に学納金を返還しないことを定めるものであ

るから、Yらが入学辞退者に対して有する損害賠償請求権に係る金額を既払いの学納金の額と予定する特約と解され」、消費者契約法九条一号が適用される。そして、同条同号にいう「平均的損害」とは、同一

事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害をいい、具体的には、解除の事由及び時期、当該契約の特殊性、逸失利益準備費用等の損害の内容並びに損害回避の可能性などの事情に照らし、同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいう」ところ、同規定の趣旨と、立証の難易及び証拠の偏在等に照らすと、「平均的損害の金額は、事業者が主張立証責任を負うと解するべきである」。しかしながら、Yらにかかる損害額について、入学辞退者が卒業までに納めるべき総学納金額が損害額であると主張するのみで、その後における欠員補充の可能性など、具体的な事情について何ら主張立証を行わないから、「Xらによる在学契約の解約によって、

Yらが被る平均的損害を認めるに足りる証拠はないことに帰し、結果的に平均的損害はないものとして扱うほかはなく、……学納金不返還特約は、……その全体が無効であることになる」。

争点の検討

本件は、冒頭に述べたとおり、現在相当数争われている「学納金返還訴訟」のうち、大学側に学納金の返還が命じられた最初の裁判例である。判決要旨でやや詳細に示したとおり、本判決は、在学契約が準委任契約としての法的性質を有することに立脚した判断を示しているほか、在学契約に消費者契約法が適用され、学納金不返還特約が損害額の具体的立証がない限り無効であると判示したものであり、理論上も実務上も大きな意義を有している。

もつとも、本判決後に相次いで出されている同種事件の裁判例（大阪地裁平成一五年九月一九日判決、大阪地裁平成一五年一

〇月六日判決、大阪地裁平成一五年一〇月九日判決、大阪地裁平成一五年一〇月一六日判決、東京地裁平成一五年一〇月二三日判決、大阪地裁平成一五年一月七日判決、京都地裁平成一五年一月二七日判決、京都地裁平成一五年二月二四日判決、神戸地裁平成一五年二月二四日判決、大阪地裁平成一五年二月二四日判決、大阪地裁平成一五年二月二六日判決、岡山地裁平成一六年二月一八日判決。出典については本稿末尾を参照）を通覧してみると、本判決の判断が必ずしもすべて支持されているわけではない。

例えば、在学契約が準委任契約であることを強調し過ぎると、準委任契約の性質上、大学側の方も相当の賠償を支払えばいつでも契約を解除する（合格を取り消す）ことができることになりかねないため、その後の判例では、入学予定者が在学契約を解除できる理由を専ら学生側の意思の尊重と教育上の観点に求めており、準委任契約であることは特に強調していない。

次に、本判決は、在学契約のほかに入学

資格の保持契約を観念する必要はないとし、入学金に相当する大学側の義務履行は、四月一日に学生としての身分を取得させたことであるとして、入学金と他の学納金とを区別せず、大学側の義務が履行済みであるか否かによって返還の要否を判断している。しかしながら、その後の判例は、入学金とそれ以外の学納金とで明らかに取り扱いを分けており、入学金は大学入学資格の保持の対価であるため、入学が辞退されたとしても返還の必要はない、とするものが支配的であつて、本件でのYらの主張に沿うものとなっている。この点については、大学側による入学準備が入学手続終了後直ちに開始することを考慮すると、四月一日で判断を分けようとする本判決はやや形式的に過ぎ、その後の判例の動向の方がより妥当であるように思われる。

また、消費者契約法の適用について、本判決は、大学が法人であり、学生が個人であることを、消費者契約法の条文に直接あてはめ、消費者契約法の適用を肯定してお

り、その後の判決もこれと同様の判断を示している。しかしながら、消費者契約法の立法趣旨が、いわゆる悪徳商法において消費者が被る損害の防止にあつたことを考慮すると、大学と学生との法律関係を「消費者契約」に含ませることに対して、全く違和感がないとは言いきれない。また、後述するとおり、そもそも、大学等における教育と学納金との関係を、「知識の教授」と「対価の支払」という商取引一般の枠組みに直接あてはめてしまつてよいかということ自体についても、多少疑問がないではない。なお、消費者契約法は平成一四年四月一日に施行されたため、同法が適用されるのは平成一四年度入学試験以降であり、それよりも前の入学試験については同法の適用がなく、不返還特約は原則有効とされる傾向にある。従つて、学納金不返還特約を無効とする本判決の結論は、消費者契約法が存在によつてはじめて導かれるものということができる。

さらに、入学辞退に際しての損害額をど

ちらの当事者が立証すべきかについては、大学側とする判決と入学辞退者側とする判決が本判決以降も相半ばしているが、結論としてはいずれも一致して大学側の損害額はないとされている。その理由としては、大学側が入学予定者数を定員以上に調整することによつて、多少の入学辞退については対処可能であることが挙げられているが、これは入学金が返還不要であるとの前提によつてはじめて正当化される理由であると思われる。

なお、平成一四年五月一七日、文部科学省は、「平成一五年度大学入学者選抜実施要項について」（文科高第一七〇号文部科学省高等教育局長通知）として、「少なくとも入学料以外の学生納付金については、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける等の配慮をすることが適当と考える」旨の通知を各大学に発しており、このこともあつて、本判決後における学納金の取扱いについては、少なくとも入学金以外については返還する大学が増えている

ようである。本判決を含む一連の訴訟が、かかる取扱いの変更の起爆剤となったことは明らかであるが、少子化による受験者数の減少傾向に加えて、この取扱い変更が大学の経営基盤をさらに悪化させることは疑いない。それに対処するための大学側の方策は、結局は入学金や授業料を値上げすることしかないわけであり、このような結果はある意味で学生の利益をかえって損なうものとなりかねない。

ところが、大学に授業料等を値上げさせることを抑制させるための主要な理由は、「大学における教育は商取引としての事業と異なる」という点に求めざるを得ず、商取引を前提とした消費者契約法を適用すること自体が問題となつてしまい、本判決を含む一連の学納金返還訴訟の妥当性が再度問われることとなる。

以上のように、本判決の結論は、消費者契約法の条文の文言に忠実な解釈をしていくことによつて導かれたものであり、その後、これもこれに続く判決が相次いだことによつ

て、事実上判例としての傾向が確立されていったものであるが、そのことが大学の経営に対して与えるあらゆる意味での影響について、法律論とは別に、慎重に検討する必要があるように思われる。

〔参考文献〕本文中に引用した裁判例参照。これらについては、最高裁判所のホームページの中の「判例情報」検索サイトで、「学納金」とのキーワードにより全文を検索することができる。

(筑波大学助教授・星野 豊)